

自動つみたて定期預金規定（自由金利型 2 年定期預金（M 型）方式）

1 【預金の預入れ等】

- (1) この預金の預入れは、1 口あたり 1 千円（この預金を総合口座取引に組み込んで利用する場合は 1 口あたり 1 万円）以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）により、当店のほか当行が認めた本支店で預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (3) 入金機（自動入出金機を含みます。）による預入れについては、1 口あたりの預入れ金額はその入金機に表示された範囲内とし、入金機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

2 【受入証券類の決済、不渡り】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、当店で返却します。

3 【口座振替による預入れ】

- (1) 振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された振替預入依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 振替払出口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当行所定の書面によって当店に届出てください。

4 【預金の種類、期間、継続の方法等】

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

(1) 一般型

- ① 預入れ（後記③に定める継続および後記 5(1)②に定める中間利払預入を含みます。）のつど、各別の「預入期間 2 年の自由金利型定期預金（M 型）」（以下「自由金利型 2 年定期預金（M 型）」といいます。）とします。
- ② 同一日に預入れられた預金は、これを取りまとめ 1 口の自由金利型 2 年定期預金（M 型）とします。
- ③ 自由金利型 2 年定期預金（M 型）は、継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、自由金利型 2 年定期預金（M 型）として継続します。
- ④ この預金の継続を停止するときは、満期日までにその旨を申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

(2) 年金型

- ① 口座開設日から通帳記載の受取開始日の前日までの期間において、次のとおり取扱います。
なお、この預金は受取開始日の 3 か月前まで、預入れることができます。
- (a) 預入れ（後記(c)に規定する継続および後記 5(1)②に規定する中間利払預入を含みます。）のつど次の各別の自由金利型定期預金（M 型）とします。
A 預入日（または継続日）の 2 年後の応当日から受取開始日までの期間が 3 か月以上の場合……自由金利型 2 年定期預金（M 型）

B 預入日（または継続日）の2年後の応当日から受取開始日までの期間が3か月未満の場合（ただし、この応当日が受取開始日となる場合は除きます。）…
…預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「自由金利型1年定期預金（M型）」といいます。）

C 預入日（または継続日）の2年後の応当日が受取開始日以後となる場合……
受取開始日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

(b) 同一日に預入れられた預金は、これを取りまとめ1口の自由金利型定期預金（M型）とします。

(c) 自由金利型定期預金（M型）は、満期日にその元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前記(a)に定める自由金利型定期預金（M型）として継続します。

② 通帳記載の受取開始日においては、次のとおり取扱います。

(a) 受取開始日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額を通帳記載の受取回数で除した金額（100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記(c)により取扱います。）を、別に提出された受取指定依頼書に記載の受取指定口座（以下単に「受取口座」といいます。）へ入金する方法で支払います。

(b) 前記(a)により算出された金額（ただし100円単位とします。）を元金として、預金金額が各々同一の次の7口の定期預金（以下「再預入定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成し、この預金に預入れます。

A 3か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

B 6か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

C 9か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

D 1年目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

E 1年3か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

F 1年6か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

G 1年9か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

(c) 受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金の元利金の合計額から、前記(a)により支払われるべき金額と前記(b)により作成される再預入定期預金（満期支払口）の元金合計額を差引いてなお残額があるときは、この残額を次により取扱います。

A 受取回数が8回の場合……この残額は預入期間が最も長い再預入定期預金（満期支払口）の元金に追加します。

B 受取回数が8回を超える場合……この残額を元金として1口の自由金利型2年定期預金（M型）（以下「再預入定期預金（継続口）」といいます。）を作成し、この預金に預入れます。

この再預入定期預金（継続口）の後記5(1)②に定める中間利払預入については、自由金利型1年定期預金（M型）を作成します。

③ 再預入定期預金（満期支払口）は、それぞれの満期日に元利合計額を受取口座へ入金する方法で支払います。

④ 再預入定期預金（継続口）は、その満期日にその元利金を前記②の(a)から(c)の順序に従い取扱います。この場合、前記②の(a)から(c)に「受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金」とあるのは「再預入定期預金（継続口）」に、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち再預入定期預金（継続口）の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。

また、残余の受取回数が8回に満たない場合は、前記②(b)に定める順序に従い、再預入定期預金（満期支払口）を作成し、この預金に預入れます。ただし、元金は100

円単位とし、100 円未満の端数があるときは、その 100 円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い再預入定期預金(満期支払口)の元金に追加します。

- ⑤ 前記④により作成された再預入定期預金(継続口)の満期日が到来したときも、前記④により取扱うものとし、以後も同様とします。
- ⑥ 通帳の最終受取日に、この預金の元利金金額が受取口座に入金された後は、通帳は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- ⑦ この預金に受入れた自由金利型 1 年定期預金(M型)の継続を停止するときは、前記(1)④の定めによります。

(3) 目標日指定型

口座開設日から通帳記載の目標日の前日までは、前記(2)①と同様に取扱います。

この場合、前記(2)①に「受取開始日」とあるのは「目標日」と読み替えるものとし、目標日までに受入れた定期預金は前記(2)⑦と同様に取扱います。なお、この預金は、目標日以後は継続等の取扱を停止し、目標日以後に支払います。

5 【利息】

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算し、満期日に元金とともに支払います。

- ① この預金の利息は、預入日(または継続日)から満期日の前日までの日数に応じ、預入日(または継続日)における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算します。
- ② 自由金利型 2 年定期預金(M型)については、預入日(または継続日)から 1 年後の応当日(以下「中間利払日」といいます。)に中間利払利率(約定利率の 70%とし、小数点第 4 位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として支払い、中間利払日にこの預金に預入れるものとします。
また、自由金利型 2 年定期預金(M型)の満期日には、前記①の金額からこの中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、継続停止または解約の申出のない限り満期日にこの預金に預入れます。

- (2) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) この預金を第 6 条 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)により計算します。

A 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%
C 1 年以上 2 年未満	約定利率×70%

ただし、B または C の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として、日割で計算します。

6 【預金の解約】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普

通預金・貯蓄預金) 規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

- (3) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。
- (4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。
解約する順序は特に指定のない限り、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の少ないものからとします。

7【預金明細通知等】

この預金の明細(金額、満期日、利率)等については、年1回以上通知します。通帳には、口座振替または入金機による預入れおよび店頭での預入れの場合の入金額および残高を記載します。

8【届出事項の変更、通帳の再発行】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

9【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10【印鑑照合等】

- (1) この預金の届出または登録の印鑑(または署名鑑・暗証)については、各定期預金の種別にかかわらず共通の届出または登録の印鑑(または署名鑑・暗証)として取扱います。
- (2) 払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影(または署名・暗証)を届出または登録の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故が

あってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他当行所定の手続の取扱いをした場合、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

11【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

12【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、各1口の自由金利型定期預金(M型)が満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章(または署名・暗証)により押印(または署名・暗証記入)して直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は預入日(継続をしたときは最後の継続日。)から満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息の差額を清算します。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13【通知等】

預金者が前記 8 の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14【総合口座定期預金】

- (1) この預金の一般型については、総合口座取引の定期預金として利用することができます。
この場合、全ての定期預金が当座貸越の担保として総合口座取引に組み込まれるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、この規定に定めのない事項に関しては、総合口座取引規定ならびに総合口座取引追加規定が適用されます。

15【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2026 年 10 月 1 日現在)